

Title	不当労働行為とロックアウト
Sub Title	Lock-out and unfair labor practices
Author	阿久沢, 亀夫(Akuzawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.11 (1972. 11) ,p.27- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19721115-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

不当労働行為とロックアウト

阿久沢 亀夫

一 はじめに

ロックアウトについては、従来からかなり論議が展開されていたが、多少錯綜したなかで学説、判例の対立がみられたようにうかがわれる。そしてロックアウトといえ、使用者の賃金支払義務の免責に焦点がしぼられる傾向が強かつたのである。しかしロックアウトといわず広く使用者の争議対抗行為が論ぜられるに至り、ロックアウトをも含めた使用者の労働組合なり労働者に対する対抗行為の概念が、ややもすれば不当労働行為との関係においてロックアウトの概念を曖昧にしていたように思われる。本来ロックアウトと不当労働行為との関係は、余り論議の価値がないように思われていた傾向もあつたであろうが、それは実際面においてかならずしも正しい指摘とはいえない。また最近に至り欧州における諸国のなかにおいてロックアウトについての新しい論議が形成されつつあることも見逃すことができず、このE E C諸国におけるロックアウト論をも念頭におきながら、ロックアウトと不当労働行為との関係を整理してみようとするのが本稿の目的である。

ところでわが国においてロックアウトに関する論文は極めて多く、本稿はそれら論文を主として不当労働行為の側から検討するという方法を取つたことも最初にお断りしておかねばならないであろう。

二 ロックアウトの概念

一 ロックアウトをどのように理解するかは、ロックアウトの法的取扱において極めて重要である。ロックアウトを争議行為それとも使用者の唯一の争議行為と概念し、その法的根拠を私的所有権あるいは労使対等の原則のなかに捉えようとするもの、あるいはロックアウトを労働契約上における使用者の賃金支払義務の免責原因とみて、そこに主たる法的考察の焦点を置くものなどその概念決定は多種多様でありまだ一定した概念が構成されているとはかならずしもいいえない。そもそもそれ以前に、つまりロックアウトの法的概念の構成が行なわれる以前に、どのような社会的現象あるいは社会的行為をロックアウトというかについても支配的見解があるとはいえない。なんといつてもロックアウトを社会的事実として、いかに把握するかが重要なことであるが、実際にはこの理解が、十分に行なわれないうままに、論理の焦点は、ロックアウト中の賃金支払義務免責に置かれることによつて、集団的労働関係の場合におけるロックアウトの法概念が不明確となつている印象を受ける。ロックアウトは、集団的労働関係の場合に顕現する特殊性を持つことは何人といえども異論を挿入する者はないであろう。それならば何故に争議行為を市民法理論つまり民法五三六条二項の危険負担あるいは受領遅滞理論という個別的民法理論の場に置き代えて論理の展開を試みなければならないのか理解に苦しむのである。そのみならずロックアウトは、対抗関係において考察されるのみならず、労働組合を支える団結権との関係においても考えられなければならない性質のものである。ロックアウトを使用者による労務受領拒否の一点に絞つて考察するならば、その態度は既に集団的という性格を捨象するものでロックアウトとはいうものの集団的労働関係における行為ないしは事実として取らえることなく、専ら民法理論

のなかにロックアウトを変質せしめながらあるいは押し込めながら考察しようとする態度であるといわなければならない。ロックアウトの概念はその対象とか効果を基盤においてのみ考えるのではなく、なおロックアウトそのものの現実を直視し、その概念の把握が試みられなければならない、かくて団結権を中心とした団体法理との関連性も当然に生じてくるのである。

二 ロックアウトについては、労調法七条、公労法一七条二項、地公労法一条二項が、作業所閉鎖として規定しているが、このことからロックアウトを法定法がその合法理論のなかに導入してきたものであるということは、現在の学説の取る⁽²⁾ところでない。そして右の労調法七条のなかにロックアウトが含まれているが、それは労調法のなかで九条、二六条、三六条、三七条、三八条などが争議行為の概念を明確にしておくことを要請しているために設定された条項であつて、その範囲を明らかにする趣旨⁽³⁾、あるいは「同法の適用関係における一現象として、これを示したにとどま⁽⁴⁾」るといえよう。右規定はそれ以上に法的意味内容を持つものでなく、労調法七条によつてロックアウトの権利が保障されているということはできない。とりわけ憲法二八条が労働者の労働三権を保障しているにとどまり、ロックアウトについてはなんら保証していないことから右論旨の正しさが証されるであらう⁽⁵⁾。また公労法一七条や地公労法一条にしても職員が行なう争議行為を禁止したことからその対称的見地より条項の中にこれを表現し禁止したまでである⁽⁶⁾。結局ロックアウトについては、まさに「法律上これを保障する規定がおかれていない⁽⁷⁾」のみならずその概念を明確に定める基準もない。

ロックアウトは、本来「閉め出し」を意味するものであつて、作業所閉鎖を行なうことによつて争議行為中の労働者を使用者の所有に帰属する生産手段から引き離すことを意味している。したがつてそこには争議行為中の労働者を引き離し、閉め出さなければならぬ具体的な事実の発生していることを必要とする。ロックアウトは、かつては単純な work-out 型のストライキに対して行なわれるのではなく、怠業、シットンダンスストライキなどの職場滞留型の争議行為に対して使用者が行なうものを指称していた。しかし現在ロックアウトは、右のような職場滞留型のストライキに対して実施されるのみならず、労働

者の団結あるいは労働争議に対する対抗、防禦つづいて攻撃の性格を伴う閉め出しへと変化する危険性を具有している。ロックアウトは、その本来的概念の限界を争議行為によつて使用者が被る重大な損失を避けるために受動的にのみ使用者に認められるものでそこに限界線が引かれるが、現実においては右の限界が厳格に守られるとはかぎらない。ロックアウトは、使用者に対し損失を与えることを目的として行なわれる組合の争議行為一般に対して行なわれると同時に、また損失の予防の見地から行なわれることもあるであろうし、先制的攻撃的性質を持ったロックアウトとして顕現することもある。ロックアウトは、使用者の争議行為に対抗する行為ではあるが、それが使用者の経営権能を基礎として行なわれることから、「閉め出し」を最大公約数にして拡大されてゆく傾向をそれ本来の性格から当然に保有しているといえるのであり、解雇、休業、出勤停止などとさまざまな手段を持つて行なわれることもありうるであろう。⁽⁸⁾ ロックアウトは、その基底に私的所有権の各種権能を保有しており、それが集团的労使関係に投影されてくるとき現実の姿となつて表われるのであり、そして所有権そのものでないにしても企業の経営、労使関係といういくつかの段階を経過して出現してくるとはいいながら、なおその根底にある私的所有権の機能としての性質を見失うことはない。したがつて「かかる圧迫手段としての閉め出しがひろくロックアウトとよばれるのであつて、必ずしも争議手段として行なわれる場合だけではない⁽⁹⁾」との指摘も生じてくることになる。しかしロックアウトは、その性格上私的所有権とその投影である経営権能にその本質を持つかぎりあらゆる労働関係にさまざまなかたちを持つて出現するとはいいいながら、わが国の概念としては争議行為として行なわれる場合を念頭においているというべきであろう。

ところでロックアウトは、全員解雇と単純閉鎖とに区別されている。ロックアウトについて右二つの概念を認めるのは欧州とりわけ独仏であり、英米においてはロックアウトといえば主として単純閉鎖を呼んでいるのである。⁽¹⁰⁾ ところでわが国においては、かつてロックアウトといえば主として単純閉鎖を中心として論議が展開されてきたが、現実においては、決して

單純閉鎖を通じてのみ問題が投げかけられているのではなく、集団解雇についてもこれが論議されている状態である⁽¹¹⁾。一般的に指摘されているようにドイツ通説は、全員解雇をロックアウトの要素とみていたわけであるが、全員解雇なる組合單位の集団解雇がロックアウトとして容認されるとしたならばそこにわが国の問題として重大な結果が表われるであろう。わが国においては周知のように企業單位として労働組合が結成されている状態であり、集团的労働関係はほとんど Company Union を中心として展開される。そうした特殊事情においては、労働組合運動といふあるいは争議行為といふすべては企業を單位として行なわれる現状である。したがつて集団解雇によつて集团的に組合員を企業外に閉め出すということになれば組合に対するその打撃は大きく、労働者の争議行為はにおよばず團結に対しても決定的な打撃を与えることになる。このようなロックアウトが許されるものかについては、不当労働行為制度から否定する立場を取るのも、わが国の現実を念頭に置いた場合首肯しうるところであるまいか。

三 ロックアウトは、作業所閉鎖とも表現されているが、通常みられる経営上の作業所閉鎖とは異なるものを持つていゝる。ロックアウトは、対労働組合を意識したもので、その労働組合が行なう争議行為に対抗する使用者の事実行為である。通常の作業所閉鎖は、市民法上のものとして対労働組合も対争議行為も意識することなく使用者によつて行なわれる行為である。そしてこの通常の作業所閉鎖が、使用者によつて対労働組合が意識されるとき、それはきわだつて不当労働行為との關係を表わにし、問題をその断面において尖锐化せしめるであろうし、作業所閉鎖が対争議行為との關係に移行してきたときは、問題の焦点はロックアウトに移ることとなる。そして既に指摘したように作業所閉鎖の基底には、常になんらかの私たちで私的所有権のその機能面における権能が存在しているのであり、通常の経営上における作業所閉鎖がどのような要素を契機として労働法上の概念となるか、すなわちそこではロックアウトの要件が改めて問われなければならない。一般的に作業所閉鎖が労働法の領域に顕現してくるとき、使用者の争議行為としてのみこれを捉える傾向が強いことは否定できない

が、決して問題の把握はこれのみに尽きるのではなく、不当労働行為に結びつく可能性を持った使用者の対抗行為としても、考えられるであろう。その場合ロックアウトは不当労働行為制度のなかにおいてどのように概念決定されなければならないかということが重要である。つまり争議行為としてのロックアウトと不当労働行為としてのロックアウトとが、重層構造的様相を持つて問題として取り上げられることになる。ところでロックアウトについては、なお区別しなければならぬ概念がある。それは通常先制的、攻撃的ロックアウトと受動的、防衛的ロックアウトの区別である。この区別は、ロックアウトの正当性の問題に深く関係するために、多くの場合正当性、違法性を論議するに当つて考えられていた。そして何をもつて先制的といふ何を基準として受動的といふのかいささか論議は錯綜気味であつたといえるのではあるまいか。

ロックアウトは、労働者にとつては主として賃金を通じてその物質的面から、あるいは労働者の精神的面において大きな打撃を与えるものであつて、使用者がストライキによつて受ける損害より、より甚大であり深刻であり、その威嚇的效果も大きい。⁽¹³⁾ それだけにロックアウトを権利として認めることには保障規定の存在しないことを合せ考慮し、消極的立場を取らざるをえない。ロックアウトの法律上の概念としては、「使用者はその所有権にもとづいて、労働者の生産手段に対する事実上の支配を剝奪して、その生産手段を自己の手に引揚げる自由がある……使用者の争議行為の法的基礎は、市民法における私的所有の自由であつて、労働者の争議権とは質的に異なる」とし「争議の自由にもとづく単なる事実行為である」とすることが妥当な指摘であるといえまいか。⁽¹⁴⁾

かくてロックアウトは、使用者の行なう争議対抗行為であつて、労働者を職場から閉め出すために現実的に行なう争議行為であり、かつ使用者の行なう事実行為である。そしてロックアウトは、労働者の争議行為に対抗する集団的労働関係の場における事実行為であつて、一度使用者の経営権能に基づいて対抗的に実施されるやそれは、経済的営利遂行上の行為としての性格を失いあくまでも対抗行為としての性格を具有しそれに止るべき性質のものである。⁽¹⁵⁾ ロックアウトは多種多様な

たちで表われるが、労働者に対する閉め出し行為として使用者の争議対抗行為であることにおいては一致し、使用者の事実行為が個別的各労働者に対して一つ一つ権利行使のかたちを取るにしても、ロックアウトが集団化しているという意味において、それは権利行使ではない。労働組合が行なう争議行為に対抗して取られるという意味において、個別的には権利行使のかたちをとるにしても、それは集団化したなかにおいて権利としての性格を失う。使用者が行なうロックアウトの宣言にしろその事実行為にしろ対労働争議と争議行為との場においては、権利としての性質を持つわけにはいかない。右の事実行為は、集団的労働関係の場における使用者の行為であることにおいて使用者の対抗性を具有した争議行為であるが、ロックアウトという以上なおこれに加えて使用者の争議行為に準ずる行為をもロックアウトというべきであろうか。⁽¹⁶⁾使用者の一定の行為が、集団的労働関係において行なわれ、それがなんらかのかたちで労働組合の争議行為を対抗的に意識して行なわれた閉め出し行為であることが客観的事実から推認されるかぎりその正当性、違法性はさておきなおロックアウトと呼びうるものである。⁽¹⁷⁾たとえば一事例は、集団解雇による作業所閉鎖のような場合である。

(1) 石井照久「要説労働法」一九一頁参照。

「ロックアウトを、もっぱら市民法的に考察すれば足りるとする立場のもとに、これを受領遅滞および双務契約における危険負担の理論によつて解釈すべきものとし、債権者である使用者の責に帰すべき事由が認められない場合でない限り、使用者は賃金支払の義務を免かれえないとするものもある。しかし労働者の集団的現象としての争議行為との関連において問題となるロックアウトにつき、個別契約における危険負担の理論をもつてすることは、賛成しがたい」としておられる。

(2) 労働七条が、ロックアウトを争議行為の定義のなかに入れていことから、法がこれを容認しているとする見解もないわけではない(大同鋼板事件 神戸地尼崎支昭和二八・四・一六決定 労民集四卷三三〇頁。日産自動車事件 静岡地昭和二八・八・二一決定 労民集四卷五号四〇五頁。)。そして右見解は、ロックアウトを使用者に承認せられた社会法上の権利であるというかたちでエスカレートする場合もある(西日本新聞事件 福岡高裁昭和四〇・一・一判決 労民集一六卷六号八一九頁)。しかし多くの学説は、これらの規定をして積極的にロックアウトを容認することはできないとする(宮島尚史「ロックアウト論」四〇九頁参照)。

(3) 有泉亨編「労働法概説」八六頁参照。

不当労働行為とロックアウト

- (4) 石井照久 前掲書 一九〇頁引用。
- (5) 峯村光郎「新版団結と協約の法理」一三七頁。
「日本国憲法第二八条が労働基本権としての団体行動権を保障しているのみならず、労働組合法および労働関係調整法は、より具体的に労働者の争議権の保障について規定している。これに反して、使用者の争議行為については、労働者の場合におけるような固有の意味における争議権という形では保障されていない。」と指摘されており、後段の表現に注目すべきであろう。
- (6) 本田尊正「労働争議」一八四頁参照。
- (7) 宮本安美「ロックアウトと賃金」久保敬治編判例演習講座二四〇頁引用。
- (8) 宮島尚史「ロックアウトと賃金」労働法大系三卷二四九頁参照。
なお、休業、解雇、懲戒(たとえば出勤停止)も、ロックアウト概念と矛盾しない」と述べられているが、まさにこの指摘は正しい。
- (9) 藤沼謙一「ロックアウト」石井・有泉編労働法演習一一五頁引用。
なお統いて「……ただし労働法七条にいう作業所閉鎖は争議手段として行なわれる場合を念頭においている」と述べられている。
- (10) B. A. Hepple and Paul O'Higgins, *Individual Employment Law*, 1971, p. 110.
イギリスとアメリカとは、労働契約を媒介とするか、いなかにおいて多少のニュアンスの差があることは否定できない。
- (11) 最近の事件として二、三のものを上げれば、西日本中小企業経営研究会事件 大阪地労委昭和四二・八・一命令、第二畑鉄工所事件 京都地労委昭和四四・一一・二七命令、さくらハイヤー事件 高知地労委昭和四五・三・三〇命令などがある。
- (12) 浅井清信「労働法解釈の基本問題」二二五頁参照。
- (13) G. H. Camerlynck et G. Lyon-Caen, *Droit du Travail* 4e, p. 547.
- (14) 峯村光郎 前掲書 一三七頁以下引用。
- (15) Helène Snaay, *La grève* (G. H. Camerlynck, *Traité de Droit du Travail*) P. 341.
中山和久「労働法」一一二七頁参照。
- (16) 集団解雇は、全員解雇とは区別されなければならないが、争議行為を前提とした集団解雇は、その対抗性を持つかぎりロックアウトといえることができる。
- (17) たとえば集団解雇による作業閉鎖のような場合である。使用者による集団的残業拒否も対抗性を持つかぎりロックアウトといえていえないこともないが、実際にはその対抗性を失うことが多いであろう(埼玉新聞事件 埼玉地労委昭和四四・六・三命令)。

三 ロックアウトの成立とその正当性

一 ロックアウトは、いかに成立するのであるか、それが正当に成立するためにいかなる要件が必要であるか、従来からかなり論議されていたところである。従来ロックアウトの成立は、単にロックアウトの意思表示としての宣言で足りるのか、それとも事実上の閉め出し行為あるいは事実上就業を阻止するなんらかの措置つまり物理的行為を必要とするのか、それとも宣言もしくは通告なくして右の事実上の行為があれば足りるのか、さらにこの事実上の行為にしても会社なり工場の門の現実的閉鎖を意味するのか、作業の場所からの閉め出しであるのか、あるいは労働者に対する業務供給の停止であるのかなどさまざまな角度から検討されていたのである。そして何故に右論争が必要なのか、その疑問に対しては、ロックアウトを容易に正当なものとして成立せしめることによつて、それが團結権なり争議権なりの不当な侵害を引き起さないこと、また他面使用者の賃金支払義務が容易に免責されることなどを決する重要なポイントが、その論議のなかにうかがわれるからである。してみると右論争は、ロックアウトの本質論ともかわりを持つものであることは否定できない。ところではロックアウトの成立要件についての判例、学説の動向をうかがうと次の通りである。まずロックアウトは、その通告ないし宣言のみで成立するとする見解を採るものは、従来の判例のなかにかなり多かつた。⁽¹⁾ 学説としては、「宣言の意思表示が労働組合に到達した時より閉鎖の効力を生じ⁽²⁾」るとする見解があるが、それ程多いものではない。そして右学説を踏襲するものはその後発展することなく、主として判例の中に生き続けたといえよう。もつともロックアウトの一つの形態とみられる集団解雇についてこれを使用者の言論の自由にもとづく解雇の脅威とみることによつて、つまりそれを単なる使用者の言論と解することによつて宣言のみによつてこれが成立するとみる見解がある。⁽³⁾ この考え方の基底には集団解雇を使用者の言論の自由とみることが前提として横たわつている。しかしわが国においても集団解雇——それは組合を単位としてその組合員

に対して行なわれるもののみをいうのであるが——が、現実には使用者の言論以上の効果を持つものが多いことを物語っている事例が警見できるし、企業別組織ということが手伝つてか集団解雇はそのまま解雇に通ずる現実を派生して⁽⁴⁾おり、たとい伝統的ドイツ理論のなかで構成された全員解雇とはいえ、わが国においては到底正当なロックアウトというには相応しいものでなく、不当労働行為を以つて論ずべき性質のものであるといえよう。一般のロックアウトといえどもわが国においては組合組織に決定的影響を与えずにはおかないので、たといロックアウトが労働者の争議行為の実行によつてその価値を發揮しない労働力をむりに買わせられない⁽⁵⁾ということを前提として、認められるにしてもその組合に対する影響力は大きいのである。そして一般のロックアウトが使用者の賃金支払義務の免責にあるとしても、それは決してそれだけに終ることなく、かならず重大な組合組織に対する影響力、それも組合に対する不利益というかたちで表面化しないではない。したがつてロックアウトという場合、最近その賃金の問題よりも組合に対する組織への支配介入を中心としロックアウト論を考える見解が時としてみられるのも当然といわねばならない⁽⁶⁾。たといロックアウトと賃金の問題を考えるにしても、それは組合の団結権なり争議権なりをいかに労働者個人を通じて考えるかという⁽⁷⁾ことであり、労働者個人に対する賃金を通じての打撃がいかに組合の団結権なり争議権なりを侵害するかということに焦点を合わせて考察することが必要であらう。ロックアウトの成立およびその正当性についても右の基本的理解が必要であることはいうまでもなく、ロックアウトの実施そしてロックアウトの宣言なり通告なりが、団結権なり争議権なりの現実に対する影響力に重点を置くことなく、またわが国の労使関係の実際の認識を欠いたまま使用者によつて行なわれ、それがロックアウトとして正当としたならば他面において多くの不当労働行為の事実が生ずることは否定できず、この見地に立つたとき宣言もしくは通告によつて正当なロックアウトが成立する⁽⁸⁾という考えは、余りにも労使関係の現実に対する認識を欠いた安易な見解というほかないであらう。

しかし団結権なり争議権なりが絶対的なものでありいかなる場合においても神聖不可侵のものであるとは考えられないの

で、労働者の争議行為が客観的にみて排除されることが好ましいとみられる場合使用者になんらかの対抗措置を認めるのもまた必要なことである。ロックアウトの成立する余地は右のような場合にあるのであつて、それには現実の労働者の争議行為を排除する事実上の閉め出し行為のあることを必要とするときとみるべきであらう。労働者の争議行為に対して使用者がなんらかの事実行為をとることによつてロックアウトを行なつたとしても、それによつて使用者の多少のそして決定的でない団結権あるいは争議権なりに対する侵害行為があつたにしろ、労働組合が従来からの団体交渉力を保有するかぎり不当労働行為にならないとするのが、不当労働行為制度のなにおけるロックアウトの把握のしかたといふべきである。それならばどんな使用者の事実行為でも許容されるものであるのかどうか、歴史的には、さまざまな対抗性を持つた閉め出し行為が等しくロックアウトとしてとらえられるのであらうが、それがロックアウトとして正当であるためには、対抗性の前提となる労働者の争議行為によつても多少異なるものであらう。すなわち滞留型の争議行為、一般のウォークアウトのストライキ、あるいは反価値的な争議行為など労働者の行為の態様はいくつかに区分されるように思われる。いずれの場合でもなんらかの事実行為によつてロックアウトの存在を明確にし、労使関係の混乱を避け、かつ安易なロックアウトの成立を排除すべきであらう。しかし職場滞留型ロックアウトの場合、使用者による事実状態の形成は不可能であり、このような場合にロックアウトが成立するかどうかについて見解は分れている。その第一の立場は、右のような場合ロックアウトは成立しないとすゝものであり、これに対する見解は、ここでは威力に欠けたロックアウトが成立したことになるだけでおロックアウトの成立を認める立場である。⁽⁹⁾ ロックアウトが認められたのは、組合の統制下で行なわれている争議行為に参加している労働者を生産手段から切り離し、所有権にもとづく権能を回復し難い状態にまで侵害しないよう、現実的に切り離すことであり、右の結果を現実的に出現させるためには、単なる意思表示の通告で足りるものでなくなんらかの事実行為を必要とするが、その事実行為は、組合員によつて職場が占拠されている場合には、それもやむを得ないといふべきで、使用者の事実行為がな

くもなお正当なロックアウトは成立するとみるべきであろう。

二 ロックアウトは、労働者の争議行為に対するその対抗性を支柱として成立するもので、その対抗性を具有する限りにおいて正当性が認められると考えられる。しかしこの対抗性をいかに考え、それがどのようなものであるかは、ロックアウトにおける正当性の重要な基準であるといわねばならない。つまりそれは労働関係一般における抗対性なのか、争議行為そのものにおける対抗性なのか、それとも事実行為における対抗性なのかといったような疑問が生まれてくることは否定できない。またその対抗性とはいかなるものなのか、そして労働者が行なっている争議行為を十分に前提とした対抗性なのか、そこにはさまざまな解明されるべき問題があるといえよう。

従来の見解のなかにおいては、その対抗性を明確にしないまま論議が展開されていた嫌いもなく、たしかに批判の余地があつたであらう。⁽¹¹⁾ まず労使関係一般のなかにその対抗性を観取しようとしてもそれは抽象的形式論に終始する結果となり、「ロックアウトを続けることがこれに対する防禦と対抗上相当であるとみられるような特段の事情が認められるならば、労働者の争議行為終了後においても正当なロックアウトが認められる」とか、遂には予防的意味のロックアウトも正当であるとする論議へとエスカレートする危険性がある。そもそも対抗性は、対抗性の意味内容、ロックアウトを法的に価値判断する場合の概念として、これを固定的、形式的に理解することには大きな問題がある。それは労働法の領域における意味内容の把握でなければならず、かつ変動する集団的労働関係のなかにおいて理解されるものでなければならず、労働者の争議行為に対抗する意味においては、その目的という点からやや抽象的にならざるを得ないであらうが、さりとて所有権の集団的労働関係への変移の正確な認識と、個々具体的な事実行為の評価の結果確認される対抗行為の目的を見失うことがあつてはならない。そしてロックアウトにおける正当性は、争議行為のみならず使用者の行なう事実行為の点からもとらえられてゆかなければならないであらう。つまり事実行為における対抗性、衡平の理念がそこに強く作用する必要があり、そ

れは引いては争議行為の對抗性にとつて手段としての性格を持つのである。⁽¹³⁾

ところでロックアウトの正当性を判断するに当つて、具体的な危険性あるいは緊急性の存在を要請する見解が、判例を中心としてかなり表われているが、この見解は、使用者の賃金支払義務の免責理論構成のために受領遅滞、危険負担などの理論を中核において展開されたものでややもすれば所有権そのものの理論のなかに埋没して展開される危険があるであろうし、たとい所有権とは異なる姿をとつた経営権能の段階で構成されたとしても、相手方労働組合の争議行為との對抗性を見逃すことがないとはいえない。つまりそれは所有権なり経営権能なりの側面に立つて判断される危険性を多分に内含しているのである。ロックアウトは、労働組合が行なう争議権とは異質なものであつて、その争議行為に対する追従的性格をその本質として具有しなければならぬことはいまさらいうまでもないが、この追従的性格は「補正的な意味の衡平」とも表現することもできないが、⁽¹⁴⁾その追従性を認める基本となる理念は衡平の理念といわねばならない。したがつて労働組合が行なう争議行為がどのようなものであるのが、ロックアウトの正当性を判断する重要な要素となるのである。そこで労働者の行なつている争議行為が明らかに違法と判断される場合どのようなものであろうか。違法の場合ロックアウトは正当に成立するとの見解があるが、⁽¹⁶⁾たしかに一つの判断基準であらう。しかし現に行なわれている争議行為が違法であるか適法であるかを識別することはかなり日時と資料とを必要とするであらうし、使用者がロックアウトを行なう場合その判断にもつづいて実施するということは困難である。その点なお一步概念の範囲を拡大することはできないであらうか。そして違法な争議行為に対してのみロックアウトを正当な姿で実施できるとすることは、やや衡平の理念から逸脱するように思われる。労働者の争議行為といえども歴史を追うて変化するものであり、そうした歴史の過程と現在における労働慣行のなかにおいて、国民生活利益に極めて重大な損失を与えるようなかつその価値評価においていみ嫌われるべき争議行為がないわけではないし、また突飛もない争議行為がないわけではない。⁽¹⁷⁾そうした争議行為に対してロックアウトは正当に成立するとい

うべきではなからうか。一國の労働関係全般にとつていみ嫌われるべき争議行為は、決してないわけではなく、そうした争議行為は、かならずしも違法と判断されないのであるうし、いわばその国家社会における労働良識に反する行為であり、また労働慣行のなかにおいて Unfair な争議行為とみられるものに対し、追従の意味を持った受動的ロックアウトが正当なものとして成立するとみるべきである。

そして一度成立した正当なロックアウトといえども、それを継続して行く過程においてその正当性を失うことも当然にありうることであつて、手段としての事実行為の面において、あるいは継続期間の面において、その正当性を失う場合があることは否定できない。

- (1) 利昌工業塚口工場事件 神戸地尼崎支部 昭和三〇・一〇・一〇決定 労民集六卷五号六八〇頁、目黒製作所本社事件 東京地裁 昭和三六・三・二八判決 労民集二二卷一、号一六一頁、目黒製作所馬山工場事件 東京高裁 昭和三六・七・一四決定 労民集二二卷四号五八九頁、高知バルブ事件 高知地裁 昭和三六・八・二八決定 労民集二二卷四号七八七頁、丸島水門事件 大阪地裁 昭和三九・五・一六判決 労民集二五卷三号四九二頁、同光電機事件 東京地裁 昭和四一・三・二九判決 労民集一七卷一、号二七三頁などかなりの数に達する。
- (2) 孫田秀春「労働協約と争議の法理」三〇七頁引用。
- (3) 外尾健一「ロックアウトに関する一考察」労働法と経済法の理論三五二頁参照。
- (4) わが国における実際は、最初から組合を消滅せしめようとする目的のもとに組合員のみを解雇という集団解雇に出る場合が多い。たといそれが争議行為中のものであるにしろ組合の消滅、団結の侵害を引き起す場合が圧倒的に多い。その事例としては二の註(1)のなかに端的にうかがえる。
- (4) 野村平爾「労働法講話」二七五頁参照。
- (6) H. Sinay, op. cit., p. 337.
- (7) 石井照久「使用者の争議行為」専門講座労働法六卷一六八頁、峯村光郎 前掲書 一三三頁、浅井清信 前掲書 二一八頁、本田淳亮「ロックアウトの態様」労働法大系三卷二〇六頁、片岡昇「ストライキの法律問題」二三八頁、岸井貞男「ゼミナル労働法」二六四頁など学説の大多数は現実の閉め出しという行為を伴わなければならないとする事実行為説をとつてゐる。
- (8) 外尾健一 前掲論文 三四四頁参照。
- (9) 野村平爾、氏原正治「中小企業の労働法」二五二頁参照。本多淳亮 前掲書 一〇八頁参照。
- (10) 片岡昇 前掲書 二三九頁参照、拙稿「組合分裂後のロックアウトとビケの正当性」法学研究三五卷三号八七頁参照。

- (11) 中山和久 前掲書 一二八頁参照。
- (12) 亜細亞通信事件、東京地裁 昭和四五・六・二三判決、労民集二卷三号九七〇頁引用。
- (13) 対抗性を武器の対抗性として取りえる場合多少相違のあることを認めないわけにはいかない。単に武器の対抗性という場合には、争議行為の対抗性ということが見逃されているように思われるのである。
- (14) 丸島水門事件、前掲 九九三頁、ノースウエスト事件東京地裁昭和四四・一一・一一判決、労民集一〇巻六号一四六九頁、亜細亞通信事件 前掲 九七〇頁などが最近のものとしてあり、以前には、利昌工業塚口工場事件 前掲 六八八頁、東芝加茂工場事件 新潟地裁昭和二四・六・三判決、労裁資六・一九、日本自動車工場事件 横浜地裁昭和一九・八・一〇判決、労民集五巻四号四〇八頁、新聞印刷事件 大阪高裁 昭和三三・七・三〇決定、労民集九巻四号五四〇頁、広島厚生事業協会事件 広島地裁昭和三六・四・一七決定、労民集二卷二号一九六頁、札幌中央交通事件 札幌地裁昭和三七・八・九決定、労民集一三巻四号八八七頁などにみられる。しかしこの考え方は刑事事件にまで拡大しているのである。すなわち大阪地裁、昭和四二・四・一五判決、下級審刑判集九巻四号四八八頁以下である。
- (15) 石井照久 前掲書 一九〇頁引用。
- (16) 瀬元美知男「ロックアウトの正当性」討論労働法六七号五頁以下。
- (17) H. Sinay, *op. cit.*, p. 338.
- (18) G. H. Carmelnyck et G. Lyon-Oaen, *op. cit.*, p. 550.
- (19) ロックアウトの期間の長短そのものは法的判断には特別作用しないが、労働者が争議行為の中止の申出を行なってきたならば、その時点から正当なロックアウトの期間は終了し、それ以降は正当性を失うであろう。

四 ロックアウトと不当労働行為

一 ロックアウトは、さまざまな態様のもとに実行されるが、ロックアウトのあるべき本来の姿から逸脱して表われることがしばしばある。そうしたロックアウトを大きく二つに区別することができるであろう。つまり不当労働行為との関係において、ロックアウトそのものと、このロックアウトに伴って行なわれる事実行為とである。ロックアウトは、そのもの自体、労働組合に対するなんらかの威嚇、攻撃を伴わずにはないが、それだけでもって団結権を初めとする労働三権が侵害されたとみることは、既に述べたようにやや労働三権の尊重に重きを置き過ぎる嫌があり、労働三権の絶対視に通ずるも

ので、衡平の原則からこれを認めるわけにはいかないであろう。しかしロックアウトが集団解雇なり全員解雇なりによつて行なわれる場合は、法的事実は全く異なり、これが賃金支払義務の免責を伴うとなればよいよい労働者の生存権に決定的影響を与えることになる。

ロックアウトは、通常争議行為の範疇に入るのであるから、組合の労働条件の向上ないしは維持に対する対抗性を基本的に具有していなければならない、そしてそこには争議行為終了後なお雇用状態にあるということが前提となり、この前提が崩れるのは、特定労働者の解雇をめぐる争議行為に対する集団解雇のロックアウトの特別の場合である。したがつて労働条件としての解雇をめぐる争議行為から発生した右ロックアウトは、解雇そのものと混同されることがないわけではないが、ここでは一応ロックアウトと解雇とを区別して論ずる必要がある。

ところでロックアウトは、そのものでは、不当労働行為になることはないが、それが実質的解雇を伴う場合、つまりロックアウトとしての集団解雇が、労使紛争の中心となつている労働者の解雇と混同され、そこに混乱現象が生じてくると不当労働行為になる可能性が強い。とりわけ右の場合労働組合が争議行為を解除したにもかかわらず、使用者がロックアウトを解除することなく、解雇状態が継続する場合、ロックアウトが先制的、攻撃的になつたと否とにかかわらず労働者の団結権侵害を引き起すことになる。しかし、それ以前に右のロックアウトが不当労働行為になるかどうかについて検討することとを必要とする。ロックアウトが、企業閉鎖と集団解雇との姿を以つて実行されたとしても、そしてそれが争議状態にある労働組合に対し、就労の場所を外形的に閉鎖する対抗手段としてのロックアウトと認められるにしろ、右のような場合、その使用者は、労働組合の結成ないし正当な組合活動を恐れたり忌み嫌つて右行為を行なつたと推認される可能性が強く、やはり不当労働行為といわねばならないであろう。⁽¹⁾

対抗性を持つた使用者の行為の性格そのものと労働者の争議行為の制約を受けた使用者の対抗行為とは、一連の使用者の

行為であるにしても一応区別することができる。そして争議対抗という場合の争議行為の概念がかならずしも明確でないことから、その対抗行為としての対抗性の理解は、学説、判例において多少錯綜しているように思われる。ロックアウトと不当労働行為との関係を検討してゆく場合、その対抗性の概念把握は、重要であり軽視することはできない。そしてロックアウトを使用者の賃金支払義務の免責に重点を置いて考える限り、対抗性を明確にすることは、それ程重要でないかもしれないが、不当労働行為制度のなかにいてロックアウトを考える場合右概念の明確化は、不当労働行為の成否に直接関連性を持つといえよう。

既に述べたようにロックアウトは、原則として不当労働行為にはならないであろうが、それも当該ロックアウトが争議行為からする制約を受けた対抗性を具有する限りにおいてであり、右性質を持つことなく対抗行為それ自体としてのみ——労働関係全般におけるものとしても——支配するかぎり不当労働行為の成立する可能性は強いといえよう。労働者の争議行為を前提としそれから制約を受ける対抗行為に比較し、そうした制約を受けないものは、一般化し、抽象化されていることにおいて不当労働行為と結びつく可能性が強く、またたとい第二次的あるいは第三次的に争議行為からの制約を受けることがあるにしろ、間接的である点において不当労働行為を成立せしめる可能性が強いといえる。また単純な閉め出しとしてのロックアウトを先制的、攻撃的に行なったり、労働者の争議行為終了後もなお継続したりなどすることは、既にロックアウトとして対抗性を失い、使用者の集団的労働関係の場に現われている権能が生のまま作用しているのであるから違法、合法を論ずる以前において不当労働行為制度のなかにける使用者の行為として判断される可能性を持ち、一般の不当労働行為論に解消されてゆくことになろう。

ロックアウトについて不当労働行為が、よく成立するのは、使用者の争議対抗行為中ロックアウトそのものを除外した領域においてであり、いいかえればロックアウト中行なわれる諸行為であり、広くは使用者の争議対抗行為のなかに包含され

るにしてもロックアウトおよびその直接的閉め出し行為とは別の使用者の行為においてである。たとえばロックアウト中に使用者が作業を行なう場合である。⁽⁴⁾ ロックアウトは、職場に滞留している労働者を排除することが目的であつて通常の経営不振による作業所閉鎖とは異なるし、作業の自由は企業経営権に基づき認められるとする見解もあるが、それが組合の分裂、組合の壊滅を意図したり、結果的にそうした現象が表われるとすれば支配介入として不当労働行為が成立することになる。⁽⁶⁾ ところでロックアウトは、労働組合が併存する場合にもしばしば見受けられる。たとえば第一組合がストライキに入っている場合、第一組合にロックアウトを行ない第二組合だけを就業させた場合第二組合員に第一組合員の仕事をこなわせることは不当労働行為となる可能性がある⁽⁷⁾が、加えて、右のような部分ロックアウトがすべて正当かどうかも疑問なしとしない。第二組合はストライキを行なっていないのだからロックアウトはかけられないといふのであるが、それも一応の論理であらうが、このような論理が現実的に貫徹され得るであらうか。第一組合員の仕事を第二組合員にさせたり、第二組合が御用組合的性格を持つて第一組合の団結権を侵害することがロックアウトを通じて生起してくるのは、きわめてよくみられるところである。このような特殊なロックアウトは、ロックアウトの集団性に欠陥がみられるし、また労働者の連帯性を前提として成立したストライキに対抗する社会現象的性質を無視して、構成された議論との印象を深くする。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾ 労働組合が争議行為を行なっている場合、組合が分裂したといふのであるならば、右の論理はなおさら貫徹されなければならず、以上の場合第一組合員のみに対するロックアウトは、不当労働行為といえよう。⁽¹¹⁾

二 アメリカにおいて、ロックアウトが不当労働行為との関連において考えられる場合、考察の重みは不当労働行為に置かれているといえるであらう。⁽¹²⁾ そうした現実を考えるとロックアウトについて不当労働行為論をからませて判断することが重要である。既に指摘したようにロックアウトは、労働者のストライキに比較して極めて大きな打撃を労働組合に与えるものであること。不当労働行為制度がわが国には現実に存在することからして、ロックアウトは、常に不当労働行為制度に

よつて洗礼を受ける必要がある。そして不当労働行為になるかどうかは、対抗手段がその対抗性をその手段を通じて何時まで保持するにかかつている。既に述べた使用者の対抗性は、常に労働組合の争議行為に対抗するものでなければならず、労働者やその一部に対抗するものであつてはならず、そうした手段はたといロックアウトと呼ばれているにしろ単なる使用者の労働者に対する対抗手段であつて、多くの場合不当労働行為を成立せしめる可能性がある。それからまた対抗手段あるいは対抗行為といつてもその性格は、経営的手段 (economic weapon) として表われる場合と団体交渉を有利に展開する手段として表われる場合とが考えられ、一般的にいつて経営的手段としての対抗行為であるロックアウトは不当労働行為となる場合が多いであろう。⁽¹³⁾ というのは、争議行為に対する対抗手段がロックアウトとして経営的見地から行なわれるときは、厳格な受動的性格が払拭され、積極的営利活動が表面化し、労働組合に対する露骨な攻撃、抑圧、威嚇などが先行することになるからである。なお対抗行為としてのロックアウトが、交渉手段 (bargaining weapon) として行なわれたとしても、しかもそれが単なるストライキに対する防禦的性格を持つものであつても、団結権に対する干渉が明らかである場合には不当労働行為が成立することもある。⁽¹⁴⁾ ところでアメリカ最高裁においては、ロックアウトそのものは、連邦のいかなる法規によつても禁止されているのではなく合法である旨を述べているのである。⁽¹⁵⁾ しかしそれは場合によつて不当労働行為となるが、交渉の対等性が崩れ去つたときつまり Bargaining Position が対等であることを失つた時、不当労働行為になるとする。⁽¹⁶⁾

ロックアウトの対抗性は、決して一時点を基準として決定されるものでなく、時の経過とともに、そして周囲の事情によつて、とりわけ使用者が行なうその時々⁽¹⁷⁾の現実的行為によつて法的判断を異にしてくる。すなわちロックアウトは事情の変化と時の過程において法的判断を異にするが、同時にその全体的立場からする評価とりわけその意図が何処にあるかということも重要なものであるに相違ないが、いわばそれは第一次的最初における段階のものであり、やはり個々の時点における評価が不当労働行為の成立に大きく作用する。基本的立場からつまり、ロックアウトの決定的意図がなんであるかというこ

とは最初に問われるにしても、これを証明する事実が後から時にふれ表面化するであろうし、またその上に時点、時点における行為が団結権を初めとする労働三権の侵害を生ずる場合がある。つきにロックアウトと不当労働行為との関係は、その対抗性を要として展開されるといいながら、当該国家社会における不当労働行為制度、団結権論、争議権論などに育まれた論理を基礎とするものであつて、ロックアウトは、争議行為が違法であるから不当労働行為が成立するというものではない。

- (1) 福野編織事件 富山地労委昭和四三・三・一九決定 命令集三八号一九七頁参照。
- (2) 宮島尚史「争議對抗手段の法理」二五頁参照。この点についての分析は、詳細であり明確である。
- (3) 賃金支払義務の免責を考へる場合、学说によつて異なるが、厳格な区別はかならずしもそれ程重きをなさないであらう。
- (4) 中山鋼業事件 横浜地裁昭和二七・一一・二五判決 労民集三卷六号五六四頁。
- (5) 宇部興産事件 山口地裁昭和二六・五・七判決 労民集二卷三号一四七頁 西日本新聞事件 福岡高裁昭和四〇・一一・一 労民集一六卷六号八一九頁。
- (6) 中山鋼業事件 横浜地裁昭和二七・一一・二五判決 労民集三卷六号五六四頁。
- (7) 麓鉱業所事件 長崎地裁佐世保支部昭和二四・九・九判決 労民資七号二二四頁。
- (8) 沼田稲次郎、佐伯静治、藤田若雄「ロックアウト」二二頁以下参照。
- (9) 争議行為において、労働者の連帯性が大きくクローズアップするように、ロックアウトにおいてもその点を十分に考へなければならぬであらう。だから現にストライキを行なつてゐる労働者が二〇〇名であつたにしろロックアウトは二〇〇名の労働者に対して行なわれることもありうることである。

P. Durand et A. Rouast, *Droit du Travail*, 1967, p. 332. H. Sinay, *op. cit.*, p. 335.

- (10) 争議行為と関係して、ロックアウトの不当労働行為責任を考へる場合、争議行為が、二面的集団本質を持つことが指摘されるが(喜多実「争議行為のいわゆる民刑事免責の法構造」一橋論叢五七卷五号七三頁以下)、それもまた労使関係とりわけ使用者の争議行為に貫徹されるべきではなからうか。
- (11) 日本紙業事件 東京地裁昭和二六・二・二一判決 労民集二卷一号一頁以下。
- (12) かくて「アメリカにおいては、殆どすべてのロックアウトが不当労働行為に該当する」(松岡三郎「労働法概論 六八頁引用) というのも、その傾向を述べる限りにおいては正しく、「ロックアウトも不当労働行為問題としてのみ表面化している」(宮島尚史「ロックアウト論」三四七頁)との指摘も正しいといふべきである。

しかし最近においては、ロックアウトが對抗手段(Counterweapon)としての性格を与えられてきていることを見逃すわけにはいかない。たとえば最高裁における一九六二年の Brown Food Store 事件とか American ship Building 事件などにみられる。

- (3) B. J. Taylor and F. Witney, *Labor Relations Law*, 1971, p. 386.
(4) *Anchorage Businessmen's Ass'n*, 124 H. L. R. B. No. 72 (August 21, 1959)
(5) *Harvard Law Review*, Recent Cases, vol 73, 1960, p. 739.

五　　む　　す　　び

ロックアウトと不当労働行為との関係について一応考察してみたのであるが、法律論の構成について決して満足ゆくものでなかつたと思うし、ロックアウト全体について議論を展開すべきでもあつたらうが、それは他日を期することにした。ロックアウトの法的根拠、ロックアウトと部分スト、ロックアウトと賃金請求権など論議すべき問題を多く残したまま一応論文を終りとする。ただ今後の問題としてロックアウトの実態とその方向について法社会学的検討をすることが急務のように思われるのである。というわけはロックアウト論争の焦点のおきかたが何時の間にかロックアウトの概念を正しくしていなようにみられるのである。